

インターネット定期預金規定

- (1) この預金は通帳の発行を行いません。
- (2) この預金の口座店はインターネットバンキングの代表口座と同一とします。
- (3) この預金は印鑑の届出が必要ありません。
- (4) この預金はインターネットバンキングでのみ使用できるものとし、原則、当行の本支店窓口、ATM でのお取扱いはできません。
- (5) この預金はマル優のお取扱いはできません。分離課税扱いとなります。
- (6) この預金を総合口座にすることはできません。
- (7) 本規定に定めのない事項につきましては、以下の規定により取扱います。

預金等共通規定

定期預金共通規定

自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）

以 上